2025年４月１日

株式交換に係る事後開示書面

（会社法第791条第１項第２号及び第801条第３項第３号並びに会社法施行規則第190条に定める書面）

名古屋市中村区名駅四丁目１５番１５号
名古屋綜合市場ビル
株式会社海帆
代表取締役　守田直貴

東京都港区東麻布一丁目９番１１号９階
株式会社NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS
代表取締役　大森泰則

株式会社海帆及び株式会社NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS（以下「ＮＨＰＨ社」といいます。）は、2025年２月28日付で株式会社海帆及びＮＨＰＨ社の間で締結した株式交換契約に基づき、2025年４月１日を効力発生日として、株式会社海帆を株式交換完全親会社とし、ＮＨＰＨ社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関して、会社法第791条第１項第２号及び第801条第３項第３号並びに会社法施行規則第190条に定める事項は下記のとおりです。なお、本株式交換は、株式会社海帆においては会社法796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1.株式交換が効力を生じた日

2025年４月１日

2.株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（１）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）

会社法第784条の2の規定に基づく請求を行ったＮＨＰＨ社の株主はありませんでした。

（２）会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

会社法第785条の規定に基づく請求を行ったＮＨＰＨ社の株主はありませんでした。

（３）会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

該当事項はありません。

（４）会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

該当事項はありません。

3．株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による各手続の経過
（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

（１）会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）
該当事項はありません。

（２）会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
本件株式交換は簡易株式交換であり、株式会社海帆の株主による株式買い取り請求はありません。

（３）会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
会社法第 799 条の規定による異議を述べた株式会社海帆の債権者はありません。

4．株式交換により株式交換完全親会社が取得した株式交換完全子会社の株式の数
（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法施行規則第 190 条第 4 項）
本件株式交換により株式会社海帆が取得したＮＨＰＨ社の株式の数は普通株式 5,000 株です。

5．その他株式交換に関する重要な事項
（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

（１）株式会社海帆は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した株式会社海帆の株主はありません。

（２）ＮＨＰＨ社は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年２月 28 日開催の株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を得ております。

（３）株式会社海帆は、本株式交換に際して、本株式交換により株式会社海帆がＮＨＰＨ社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時のＮＨＰＨ社の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する普通株式 1 株につき株式会社海帆の普通株式 558 株の割合をもって割当交付いたしました。株式会社海帆が割当交付した普通株式の合計は 2,785,600 株です。

（４）本株式交換により増加した株式会社海帆の資本金および準備金は以下のとおりです。
①資本金：０円
②資本準備金：会社計算規則第 39 条の定めに従い増加することが必要とされる最低額
③利益準備金：０円

以上